

# 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧

(詳細版)

		支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口
個人が申請 生活支援	貸付	<b>緊急小口資金</b>	貸付上限： <b>10万円</b> (特例の場合 <b>20万円</b> ) 返済据置：1年、償還期間：2年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない	市区町村の 社会福祉協議会
	貸付	<b>総合支援資金</b>	貸付上限：複数 月 <b>20万円</b> 、単身 月 <b>15万円</b> 貸付期間：原則3ヵ月以内、返済据置：1年 償還期間：10年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない ③原則、自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受けている	
	給付	<b>住居確保給付金</b>	給付額： <b>38,000円～62,000円</b> ※世帯人数や月収により異なる	①住宅を新規に賃貸する又は現に賃貸しており、離職や収入の減少により失った又は失うおそれがある ②離職後2年以内かつ65歳未満であって、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下	市区町村各役所の 生活相談窓口
	給付	<b>特別定額給付金</b> <span style="color:red">新規</span>	給付額： <b>全国すべての住民</b> <b>1人につき一律10万円</b>	①R2.4.27時点で住民基本台帳に登録されている ②申請方法(2種) →市区町村から郵送される申請書に世帯主が記載し返送 →マイナンバーカード(写真付)を有する世帯主によるオンライン申請 ③申請期限は郵送による受付開始日から3か月以内	市区町村各役所の 特別定額給付金担当
申請不要	給付	<b>子育て世帯給付金</b> <span style="color:red">新規</span>	給付額： <b>児童1人につき1万円</b> 給付方法： <b>児童手当に上乗せして給付</b>	①児童手当を受給している世帯である ②所得制限限度額以上に該当する特例給付でない	市区町村各役所の 児童手当担当
個人が申請 休業補償	助成	<b>学校等休業助成金</b> (フリーランス向け)	助成額： <b>就業できなかった日</b> <b>1日につき4,100円</b>	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話をを行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999

# 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧

(詳細版)

		支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口
事業主が申請	休業補償	助成 学校等休業助成金 【フリーランス】	助成額:就業できなかった日 1日につき 4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話を 行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999
		助成 学校等休業助成金 【休暇取得支援】	助成額:労働者1人1日につき 8,330円上限 助成率:10/10	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話を 行う必要が生じた労働者に有給休暇とは別に有給(賃金全額支給) の休暇を取得させた	
		助成 雇用調整助成金 【コロナ特例】	助成額:労働者1人1日につき 8,330円上限 助成率:大企業3/4・中小企業9/10 ※解雇等を行う場合は、大企業2/3・中小企業4/5	①経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対し 一時的に休業、教育訓練又は出向を行った ②新規採用者など6ヶ月未満の労働者又は雇用保険未加入の労働者も対象	
事業主が申請	資金繰り	融資 危機関連保証 【民間系・信用保証付融資】	保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠で最大2.8億円	①売上高が前年同月比15%以上減少している ②セーフティネット保証4号・5号との併用可能	大阪信用保証協会 06-6131-7567 (代表)
		融資 セーフティネット保証4号 【民間系・信用保証付融資】	保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠で最大2.8億円	①売上高が前年同月比20%以上減少している	
		融資 セーフティネット保証5号 【民間系・信用保証付融資】	保証率:借入債務の80% 保証枠:一般枠とは別枠で最大2.8億円	①売上高が前年同月比5%以上減少している ②特に重大な影響が生じている指定業種である ※指定業種は経産省・中企庁HPでご確認ください	
		融資 旅館・飲食店・喫茶店向け 衛生環境激変対策特別貸付 【政府系・融資】	貸付額:別枠 1,000万円以内 (旅館業は別枠 3,000万円以内) 返済据置:2年以内、償還期間:7年以内(運転資金)	①旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営んでいる ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年 又は前々年同月比10%以上減少しており、今後も減少が見込まれる ③中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる	日本政策金融公庫・事業資金 相談ダイヤル (平日) 0120-154-505 (土日祝) 0120-112-476 0120-327-790
		融資 生活衛生事業者向け 新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	融資額:別枠 6,000万円以内、返済据置:5年以内 償還期間:20年以内(設備資金) 15年以内(運転資金)	①生活衛生関係の事業を営んでいる ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上 高が前年又は前々年同月比5%以上減少している	商工組合中央金庫 相談窓口 0120-542-711
		融資 新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額:別枠 3億円以内(中小事業) 別枠 6,000万円以内(国民事業) 返済据置:5年以内 償還期間:20年以内(設備資金)/15年以内(運転資金)	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の 売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少している	
		融資 商工中金・危機対応融資 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額:3億円以内、返済据置:5年以内 償還期間:20年以内(設備資金) 15年以内(運転資金)	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の 売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少している	日本政策金融公庫の支店 又はお近くの商工会議所
		融資 新型コロナウイルス対策マル経融資 【政府系・無利子無担保融資】	融資額:別枠 1,000万円以内 返済据置:4年以内(設備資金)/3年以内(運転資金) 償還期間:10年以内(設備資金)/7年以内(運転資金)	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前 年又は前々年同月比5%以上減少している ②商工会議所の実施する経営指導を受けており、商工会議所の長の 推薦が必要	中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183
		給付 持続化給付金 <b>新規</b>	給付額:200万円以内(法人) 100万円以内(個人事業者) ※ただし売上の減少分を超えないものとする	①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業 者等、その他各種法人等である ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が前年同月比50% 以上減少している	休業要請支援金相談センター 06-6210-9525
		給付 大阪府休業要請支援金 <b>新規</b>	給付額:100万円(中小企業)、50万円(個人事業主等) ※ただし市町村負担分1/2については、今後府が各市 町村に協力を要請する	①少なくとも4/21~5/6の間、休業要請等に全面的に協力している ②時短営業をする事業者も対象/休業しなかった事業者は対象外 ③4月の売上が前年同月比50%以上減少している ④支援金の交付は1事業者につき1回	